



2026年5月14日

各 位

会社名 愛知製鋼株式会社  
代表者名 代表取締役社長 後藤 尚英  
(コード番号：5482 東証プライム・名証プレミア)  
問合せ先 経営企画本部  
総務部長 安藤 和明  
(TEL. 052 - 603 - 9213)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2026年6月開催予定の当社第122回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

#### (1) 定款変更の理由

当社は、本年2月27日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行することといたしました。

本移行により、取締役会の監督機能の強化および意思決定のスピードアップを実現し、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化・充実を図ってまいります。

これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除と共に、重要な業務執行の決定の委任にかかる規定の新設など、所要の変更を行うものであります。

#### (2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月16日(予定)

定款変更の効力発生日 2026年6月16日(予定)

以 上

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条<条文省略>	第1条～第3条<現行どおり>
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	<削除>
4. <u>会計監査人</u>	3. <u>会計監査人</u>
第5条 <条文省略>	第5条 <現行どおり>
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第11条 <条文省略>	第6条～第11条 <現行どおり>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条 <条文省略>	第12条～第17条 <現行どおり>
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の数)	(取締役の数)
第18条 当社に <u>取締役10名以内を置く</u> 。	第18条 当社の <u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u> は、 <u>10名以内とする</u> 。
<新設>	② 当社の <u>監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u> は、 <u>5名以内とする</u> 。
(取締役の選任方法)	(取締役の選任方法)
第19条 <新設>	第19条 <u>取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する</u> 。
①～②<条文省略>	②～③<現行どおり>
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第20条 <条文省略>	第20条 <現行どおり>
<新設>	② 前項の規定にかかわらず、 <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u> 。
<新設>	③ <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする</u> 。

現行定款	変更案
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第21条 取締役会は、その決議によって <u>監査等委員でない取締役の中から</u> 代表取締役を選定する。
② 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名および取締役副社長若干名を置くことができる。	② 取締役会は、その決議によって、 <u>監査等委員でない取締役の中から</u> 取締役会長1名、取締役社長1名および取締役副社長若干名を置くことができる。
第22条 <条文省略>	第22条 <現行どおり>
(取締役会)	(取締役会)
第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
② <条文省略>	② <現行どおり>
第24条 <条文省略>	第24条 <現行どおり>
<新設>	(業務執行の決定の取締役への委任)
第25条 <条文省略>	第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
第25条 <条文省略>	第26条 <現行どおり>
第5章 <u>監査役および監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
(監査役の数)	<削除>
<u>第26条 当社に監査役5名以内を置く。</u>	<削除>
(監査役の選任方法)	<削除>
第27条 <u>監査役を選任する株主総会決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u>	<削除>
(監査役の任期)	<削除>
第28条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	<削除>
② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	<削除>

現行定款	変更案
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p><u>(監査役会)</u></p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第27条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会)</u></p> <p>第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>②当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第32条～第35条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第29条～第32条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p>1. 当社は、<u>第122回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>第122回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第31条第2項の定めるところによる。</u></p>